

規約改定案

【新規】第5条 の2

会員が第6条に基づく会費を収めない場合、該当年度は制限会員とする。

子ども会は公正で安全な運営のため、制限会員の行事参加やその他サービス利用を拒否することが可能である。

また、子ども会は参加を認めた行事における事故への補償は行わない。

制限会員は会費の納入を行うことで解除される。

【改定】第6条 会の運営費及び各行事に係る損害保険の掛金として、子ども会員一名につき年間500円の会費を徴収する。

→子ども会の運営費及び各行事に係る損害保険の掛金として、子ども会員一名につき年度ごとに会費を徴収する。

【新規】第6条 の1

会費額は年度ごとに会が正当な検討に基づき決定し、特段の事由が無い限り毎年4月に会員または入会希望者へ通知する。

前年度と会費が異なる場合、通知には改定理由の合理的な説明を含め、会員から広く意見を聴取し、その結果を公表しなければならない。

【改定】第6条 の2

会員は、5月末までに会費を納入しなければならない。

→会員は、子ども会から指定された期日までに該当年度の会費を納入しなければならない。

【改定】第7条 第3条に定める区域に住所を有する小学生は、入学時に入会資格を有する。

→第7条 第3条に定める区域に住所を有する小学生は、入会資格を有する。

【改定】第8条の2

正当な理由により退会を希望する場合は、会長へ退会を申し出て、退会届の提出等

正式な手続きを行わなければならない。

→会員は子ども会が定めた手続きにより退会することができる。手続き上の不備がない以上は子ども会はそれを速やかに認め、退会は子ども会からの通知をもって完了する。

【改定】第9条の2 執行部役員その他、4年生会員保護者より各ブロックからブロック代表役員を選出する。

→選出を希望する保護者と4年生会員保護者より各ブロックからブロック代表役員を選出する。

【改定】第9条の3 その他の役員として4年生会員保護者全員が各ブロックの運営を行う。

→その他の役員として選出を希望する保護者と、4年生会員保護者全員が各ブロックの運営を行う。

【改定】第11条 第9条第1号から第6号及び第2項の役員の選出は、次年度新4年生保護者の中から、執行部役員、ブロック代表役員を選出し、総会の承認を得て決定する。

→第9条第1号から第6号及び第2項の役員の選出は、選出を希望する保護者と次年度新4年生保護者の中から、執行部役員、ブロック代表役員を選出し、総会の承認を得て決定する。

【改定】第12条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

→第12条 役員の任期は、1年とする。

【削除】第12条の2 執行部役員は任期満了後も、子ども会の運営補助、協力は任意で可能とする。

→卒業した会員、卒業した会員の保護者、会員外で太田区に在住する者、その他会が必要とした者の子ども会の運営補助、協力は可能とする。

【追加】第8条の3

子ども会は会員の名前及び顔写真、動画等の記録は、予め会員保護者を使用目的を通知した上、同意の下に広報、研究、発表、関係機関との共有に使用できる。この同意は該当年度末までの有期とし、同意の有効期間中でも会員は子ども会が定めた手続きによりいつでも同意の撤回と以後の新規記録を差し止めることができる。

【追加】第8条の4

会員が退会した場合、子ども会は速やかに提供された個人情報を削除する。
但し、通信の記録並びに第8条の3の同意の元に記録された写真や動画が含まれた広報は含まない。

【追加】第8条の5

第8条の4に関わらず、会員及び家族と地域の生命財産の保護のため、子ども会の判断で第8条の3における会員保護者同意を停止することがある。

【改定】第11条の3 執行部役員はPTA常任クラスの役員(会長、副会長、各部長クラス)、中条小学校区保護者、前年度以前の執行部役員の保護者からは選出しない。

→執行部役員は会員の就学機関におけるPTA並びに保護者会に相当する組織の常任クラス役員を務める保護者から選出しない。